

証券コード 6724

平成23年 5月26日

株主各位

(本店) 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(本社) 長野県諏訪市大和三丁目3番5号

セイコーエプソン株式会社

取締役社長 碓 井 稔

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災ならびに長野県北部を震源とする地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、58頁のご案内に従って、平成23年6月17日(金曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成23年6月20日(月曜日)午後1時 |
| 2. 場 所 | 長野県諏訪市湖岸通り二丁目7番21号
ホテル紅や 2階 ルビーホール |

昨今の諸事情に鑑み、円滑かつ万全な運営を期すため、また、株主の皆様当社をより深くご理解いただくため、本社所在地での開催に変更させていただきます。

3. 目的事項

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第69期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第69期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社(株主名簿管理人)にご通知ください。
- (2) 書面により複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

5. その他の注意事項

- (1) 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.epson.jp/IR/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- (3) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任するに限られます。なお、その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎開場時刻は正午とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
 - ◎当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、経営の効率性および収益性のさらなる改善によりキャッシュ・フローの向上に努め、安定した配当を継続することを基本としております。そのうえで、今後の事業戦略に応じた資金需要および業績や財務状況などを総合的に勘案し、中長期的に連結配当性向30%を継続的に実現することを目標として、株主の皆様への利益還元を行う所存であります。

当期は、事業体質の改善および構造改革に取り組んだ結果、3期ぶりに連結当期純利益を計上したことから、期末配当金は1株につき10円とさせていただきますと存じます。なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は前期に比べ10円増配の20円となります。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額1,997,934,650円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月21日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	はなおか せいじ 花岡 清二 (昭和22年9月28日生)	昭和45年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成8年7月 Epson America, Inc. 副社長 平成11年6月 当社常務取締役 平成14年4月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長 平成17年4月 当社取締役社長 平成20年6月 当社取締役会長 (現任) 重要な兼職の状況 学校法人エスイー学園 理事長 財団法人エプソン国際奨学財団 理事長 一般社団法人長野県発明協会 代表理事	46,500株
2	はっとり やすお 服部 靖夫 (昭和15年4月30日生)	昭和60年9月 当社取締役 昭和62年9月 当社取締役相談役 平成6年6月 当社取締役副社長 平成7年6月 当社取締役副会長 (現任) 重要な兼職の状況 青山企業株式会社 代表取締役 サン企画株式会社 代表取締役	7,159,006株
3	うすい みのる 碓井 稔 (昭和30年4月22日生)	昭和54年11月 信州精器株式会社 (現当社) 入社 平成14年6月 当社取締役 平成19年10月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役社長 (現任)	33,800株
4	もろずみ まさゆき 両角 正幸 (昭和22年8月28日生)	昭和43年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成16年11月 当社専務取締役 平成23年2月 当社事業基盤強化本部長 兼 電子デバイス・精密機器事業セグメント担当 (現任) 平成23年4月 当社取締役副社長 (現任)	31,500株
5	くぼた けんじ 久保田 健二 (昭和28年12月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 平成20年10月 当社経営戦略本部長 (現任) 平成23年4月 当社専務取締役 (現任)	24,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	やじま とらお 矢島 虎雄 (昭和25年7月24日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 平成18年6月 当社業務執行役員常務 平成21年6月 当社常務取締役(現任) 平成22年6月 エプソントヨコム株式会社取締役社長(現任) 平成23年2月 当社マイクロデバイス事業本部長(現任)	17,600株
7	ひらの せいいち 平野 精一 (昭和29年12月11日生)	昭和52年4月 信州精器株式会社(現当社)入社 平成14年6月 当社取締役 平成18年6月 当社業務執行役員 平成19年6月 エプソン販売株式会社取締役社長(現任) 平成19年10月 当社業務執行役員常務 平成20年6月 当社常務取締役(現任)	13,700株
8	はがた ただあき 羽片 忠明 (昭和32年12月1日生)	昭和58年4月 エプソン株式会社(現当社)入社 平成20年6月 当社業務執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成22年4月 当社情報機器事業セグメント担当(現任) 平成23年4月 当社常務取締役(現任)	4,700株
9	はま のりゆき 濱 典幸 (昭和29年7月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成18年6月 当社業務執行役員 平成20年11月 Epson Europe B.V. 会長(現任) 平成22年4月 当社人事本部長(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	13,600株
10	ふくしま よねはる 福島 米春 (昭和29年1月17日生)	昭和57年2月 当社入社 平成21年6月 当社業務執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 当社技術開発本部長 兼 Iプロジェクト部長(現任)	9,100株

注1. 花岡清二氏は学校法人エスイー学園、財団法人エプソン国際奨学財団および一般社団法人長野県発明協会の代表者であり、当社は各法人との間に寄付などの取引があります。

注2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新の件

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「現行プラン」といいます。）の導入を決議し、平成20年6月25日の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

現行プランの有効期間は、本総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益および企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、当社は、本総会における承認を条件として、現行プランの内容を一部変更したうえで更新することを決定いたしました（以下今回ご提案する当社株式の大量取得行為に関する対応策を「本プラン」といいます。）。つきましては、株主の皆様にご承認をお願いいたします。

なお、本プランの現行プランからの主要な変更点は以下のとおりです。

- ① 買付者等に対する情報提供の要求に関する手続きの変更
- ② 経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、特別委員会による新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の勧告に至る判断プロセスを明確化するための変更
- ③ 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行によりいわゆる株券の電子化が実施されたことによる所要の変更
- ④ その他字句および表現等の変更

1. 本プランの目的

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（後記添付書類45頁から47頁をご参照ください。）に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組として、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランを更新することが必要であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 手続きの設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記1.の目的を実現するために必要な手続きを定めております（詳細については下記「（2）本プランに係る手続き」をご参照ください。）。

② 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記「（3）本新株予約権の無償割当ての要件（手続違背がない場合）」をご参照ください。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記「（4）本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買付者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

③ 特別委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会（その詳細については下記「（5）特別委員会の設置」をご参照ください。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して特別委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続き

① 対象となる買付等

本プランは、以下ア、またはイ、に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続きに従っていただくこととします。

ア．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

イ．当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付等の概要、および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後実務上可能な限り速やかに、当社株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者等に交付いたします。リストの交付を受けた買付者等は、当社取締役会に対して、当該リストに従い本必要情報を日本語で記載した書面により提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提出された意向表明書および本必要情報を速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、これを受けて買付者等から提出された本必要情報の内容が当社株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提出していただきます。

なお、買付等の内容および態様にかかわらず、下記の各号に定める情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

記

ア．買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

- イ. 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ウ. 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- エ. 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- オ. 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- カ. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- キ. 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ク. その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④ア. に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

ア. 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から本必要情報および特別委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

イ. 特別委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記ア. に記載のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に提供を要求したのものも含まれます。）の提供が十分になされたらと特別委員会が認めた場合、特別委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記④ウ. に記載する場合等には、特別委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「特別委員会検討期間」といいます。）を設定します。特別委員会は、特別委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接または当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報の提出、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

ウ. 株主および投資家の皆様に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から意向表明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実および本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

④ 特別委員会における判断

特別委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記ア. ないしウ. に従った勧告等を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項（特別委員会検討期間を延長する場合には

その期間および延長の理由の概要を含みます。) について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

ア. 買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合で、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記「(4) 本新株予約権の無償割当ての概要⑥」において定義されます。以下同じとします。）の前日までの間は、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

イ. 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(3) 本新株予約権の無償割当ての要件（手続違背がない場合）」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断したときは、例外的措置として、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(3) 本新株予約権の無償割当ての要件（手続違背がない場合）」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合には、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて

取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

また、特別委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の承認を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

ウ．特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（ただし、30日間を超えないものとします。）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。

⑤ 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとします。一方、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を

実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件（手続違背がない場合）

当社は、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「(2) 本プランに係る手続き⑤」に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記「(2) 本プランに係る手続き④」に記載のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることになります。

記

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ア. 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ウ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - オ. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実

上強要するおそれのある買付等である場合

- ③ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- ④ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、または当社の技術開発力、社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

（４）本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式（「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日

を除きます。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとし、

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記⑨イ.の記載に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑨イ.に記載のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

ア. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

イ. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個

につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

ウ. 当社は、以上に加え、本新株予約権無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定める場合があります。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当て実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、当社経営陣からの独立性の高い当社社外監査役または社外の有識者から構成されます。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)に記載のとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権の無償割当て実施・不実施等に関する決議を行うこととします(本プラン更新時の特別委員会の委員については、別紙をご参照ください。)

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間(以下「有効期間」といいます。)は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、および、修正または変更の場合には、修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(ご参考)

本プランの内容は上記2.に記載のとおりですが、(I)本プランの更新時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響、ならびに(II)本プランに関する当社取締役会の判断およびその理由はそれぞれ次のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

(I) 本プランの更新時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

ア. 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

イ. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2. (2) ④に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることが前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(II) 本プランに関する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。その詳細につきましては、後記添付書類47頁をご参照ください。

以上

特別委員会の委員の氏名および略歴

本プラン更新時の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

【氏名】 山本 恵朗（やまもと よしろう）

【略歴】

平成8年6月 株式会社富士銀行取締役頭取

平成12年9月 同行取締役頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役会長

平成14年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ名誉顧問、現在に至る

平成14年6月 当社監査役、現在に至る

※同氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】 石川 達紘（いしかわ たつひろ）

【略歴】

平成9年2月 東京地方検察庁検事正

平成12年11月 名古屋高等検察庁検事長

平成13年12月 弁護士登録、現在に至る

平成16年6月 当社監査役、現在に至る

※同氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】 宮原 賢次（みやはら けんじ）

【略歴】

平成8年6月 住友商事株式会社取締役社長

平成13年6月 同社取締役会長

平成19年6月 同社相談役

平成20年6月 当社監査役、現在に至る

平成22年6月 住友商事株式会社名誉顧問、現在に至る

※同氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】伊丹 敬之（いたみ ひろゆき）

【略歴】

昭和42年 一橋大学商学部卒業

昭和46年 カーネギーメロン大学経営大学院博士課程修了

昭和59年 一橋大学商学部教授（～平成20年）

平成6年 同大学商学部長（～平成8年）

平成20年 東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科教授、現在に至る

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】青木 利晴（あおき としはる）

【略歴】

平成9年6月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長

平成11年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長

平成15年6月 同社取締役相談役

平成17年6月 同社相談役

平成21年6月 同社シニアアドバイザー、現在に至る

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

注：平成23年4月28日の取締役会において決定した本プランの内容の詳細については、当社ウェブサイト（<http://www.epson.jp/IR/>）でご覧いただけます。

以上

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、信用収縮や高失業率などの減速要因はありましたが、全体としては緩やかな回復が継続しました。地域別では、米国では高失業率の継続などの下押し要因がありましたが、景気刺激政策の効果により景気は緩やかに回復しました。欧州においても失業率が高水準でしたが景気は下げ止まり、その後持ち直しの動きとなりました。アジアにおいては、中国やインドは内需を中心に拡大しました。また、その他のアジア諸国においても総じて回復傾向となりました。日本においては、前半は個人消費の持ち直しや輸出・生産の増加などから景気は回復傾向にありましたが、後半は足踏み状態となったことに加え、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響もあり、先行きに懸念を残した年度末となりました。

エプソングループ（以下「エプソン」という。）の主要市場においては、以下のとおりとなりました。

コンシューマー用インクジェットプリンターの需要は、地域による差はありますが、総じて堅調に推移しました。ビジネス用インクジェットプリンターは、欧米経済の不透明な先行きに対する不安により、印刷業界などで投資抑制が見られた一方、景気が拡大している中国をはじめとするアジア地域における需要は好調に推移しました。ドットマトリクスプリンターは、米国・欧州・日本の市場が縮小傾向にある一方で、中国や東南アジア・南アジアなどにおいては好調に推移しました。POSシステム関連においては、小売店の設備投資は回復傾向となりましたが、力強さは見られませんでした。プロジェクターは、年度の後半には需要拡大の勢いが弱まったものの、通年ではビジネス・教育用途向けの低価格機やホームシアター向けフルハイビジョン機種などの需要が増加しました。

電子デバイス製品の主要なアプリケーションは、全体として堅調に推移しました。

携帯電話端末の新規需要は、インドや中国での確実な増加に支えられ、堅調に推移しました。買替え需要についても、通信速度の高速化にともないスマートフォンの新商品投入が相次ぐなど、携帯電話市場全体を牽引しました。また、デジタルカメラ市場は一眼レフタイプを中心に堅調に推移し、テレビ市場は低価格帯を中心に増加しました。その他、新ジャンルとして注目を集めている、タブレットPCの市場が拡大しました。一方、ポータブル・マルチメディア・プレイヤー市場は、需要の一巡や携帯電話の機能付加の影響で僅かながら減少傾向となりました。

精密機器事業セグメントに関連する市場においても、景気回復にともないウオッチの需要に回復感が見られました。また、企業の生産活動が回復したため、半導体生産設備やロボットの需要が増加しました。眼鏡レンズにおいては、低価格化が進行しました。

現在エプソンは、「強い事業の集合体」となることをゴールとした長期ビジョン「SE15」の実現に向け、中期経営計画において利益体質への転換と事業基盤の再構築を目指しております。2年次にあたる当連結会計年度は、当期純利益の黒字化（ブレイクイーブン以上）を達成し、確実に利益が確保できる企業体質の定着を目指しました。その中で、中・小型液晶ディスプレイ事業の構造改革の仕上げと、重点事業領域であるプリンター・プロジェクター・水晶デバイスの成長への取組みを進めました。

なお、当連結会計年度の主な特別損失として、中・小型液晶ディスプレイ事業の譲渡にともなう事業構造改善費用99億9百万円、東日本大震災の影響を受けたことにかかる災害による損失47億55百万円などをそれぞれ計上しました。

また、当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ85.72円および113.12円と前期に比べ、米ドルでは8%の円高、ユーロでは14%の円高で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,736億63百万円（前期比1.2%減）、営業利益は327億9百万円（同79.5%増）、経常利益は311億74百万円（同124.7%増）、当期純利益は102億39百万円（前期は197億91百万円の当期純損失）となりました。

報告セグメントごとの業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）の適用にともないセグメント情報の測定方法を変更し、従来報告セグメントへ配賦していた本社部門の研究開発などにかかる費用を全社費用へ集約しております。

(2) 報告セグメント別の概況

情報関連機器事業

インクジェットプリンター（消耗品を含む。以下、各種プリンターにおいて同じ）については、コンシューマー用は、主に上期における米国での販売が堅調に推移し、本体数量が増加となりました。ビジネス用の大判インクジェットプリンターはフォト、サイン市場向けに米国での案件獲得や、景気の好調な中国市場において需要が拡大したことなどにより本体数量が増加し、消耗品はモデルミックスの変化にともない数量減少となった一方で、平均単価が上昇しました。また、オフィス向けインクジェットプリンターは、案件の獲得が進み堅調な販売となりました。ドットマトリクスプリンターは中国における徴税関連の需要により、POSシステム関連製品は中・小規模小売店向けの増加などにより、それぞれ数量増加となりました。ページプリンターは入札案件の獲得により本体数量が増加した一方で低価格化が進行したことや、本体稼働台数減少による消耗品販売減少の影響を受けました。なお、プリンター事業の売上高は円高影響により大きく相殺されました。これらの結果、プリンター事業の売上高は若干の減少となりました。

映像機器事業においては、円高影響があったものの、ビジネス向け液晶プロジェクターは欧米やアジアにおいて教育用途を中心に数量増加となり、かつ短焦点機種などの増加による平均単価の上昇効果がありました。また、ホームシアター向け液晶プロジェクターについても、フルハイビジョン機種への需要増加の効果が見られました。これらの結果、映像機器事業全体では増収となりました。

情報関連機器事業セグメントのセグメント利益については、当連結会計年度の測定方法で再計算した前期のセグメント利益と比較した場合（以下、各セグメントにおいて同じ）、ドットマトリクスプリンターや液晶プロジェクターの数量増加による効果がありましたが、円高や低価格化の影響を受け減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の情報関連機器事業セグメントの売上高は7,029億18百万円（前期比1.4%減）、セグメント利益は701億51百万円（前期の営業利益は380億30百万円）となりました。なお、当連結会計年度の測定方法で再計算した前期のセグメント利益は717億48百万円です。

電子デバイス事業

水晶デバイス事業においては、円高の影響があったものの、景気回復にともなう電子部品全体の堅調な需要により、多くの商品で数量増加となり、全体では増収となりました。

半導体事業においては、電子部品全体の堅調な需要により、シリコンファンドライー、アナログICおよび自動車向けモノクロ液晶ドライバーなどの数量が増加しました。また、商品構成の変化にともなう平均単価上昇の効果も見られました。これらの結果、半導体事業全体では増収となりました。

ディスプレイ事業においては、上期を中心に教育向けなどのプロジェクター需要が増加したことにより、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルの数量が増加しましたが、円高と低価格化の影響を受けました。また、中・小型液晶ディスプレイ事業については、事業譲渡の過程にあるため売上高が減少しました。これらの結果、ディスプレイ事業全体では大幅な減収となりました。

電子デバイス事業セグメントのセグメント利益につきましては、円高影響、水晶デバイス事業における商品構成の悪化、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルの低価格化などの影響があったものの、半導体事業における増収効果、商品構成の改善、固定費の減少効果に加え、中・小型液晶ディスプレイ事業にかかる費用の減少などにより増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の電子デバイス事業セグメントの売上高は2,312億35百万円（前期比6.8%減）、セグメント利益は55億69百万円（前期の営業損失は92億66百万円）となりました。なお、当連結会計年度の測定方法で再計算した前期のセグメント利益は15億29百万円です。

精密機器事業

精密機器事業セグメントにおいては、企業の生産回復にともない、ICハンドラーやロボットの需要が増加しました。また、ウオッチの販売にも回復感が見られ、セグメント全体で増収となり、これにともないセグメント利益が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の精密機器事業セグメントの売上高は682億76百万円（前期比18.2%増）、セグメント利益は33億7百万円（前期の営業損失は41億11百万円）となりました。なお、当連結会計年度の測定方法で再計算した前期のセグメント損失は13億11百万円です。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において、エプソンは、新商品対応のほか、設備の維持・更新などを中心とした設備投資を実施しました。また、キャッシュ・フロー改善のために、引き続き投資の厳選と既存設備の効率活用を徹底して進めました。その結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産、無形固定資産のうちソフトウェアおよび借地権）は318億13百万円となりました。

（主な投資実績）

情報関連機器事業において、今後のビジネス用途やエマージング市場でのインクジェットプリンターの販売拡大に対応するため、当社連結子会社のP. T. Indonesia Epson Industryの生産能力を増強するための設備投資を行いました。

区分	設備投資額（百万円）	前期比（%）
情報関連機器事業	17,813	42.5
電子デバイス事業	9,965	1.0
精密機器事業	1,856	△1.1
その他・全社	2,179	28.4
合計	31,813	22.7

3. 資金調達の状況

当社は、期限到来する社債の償還資金の一部に充当するため、総額200億円の無担保普通社債を発行しました。

また、平成23年4月に400億円を上限とする無担保普通社債の発行を決議しました。

4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社連結子会社のEpson Precision (Philippines), Inc. は、ソフトウェア開発拠点の集約による人材開発と効率化を進めるため、平成22年10月29日をもって同社の子会社であるEpson Software Engineering (Phils), Inc. の全株式を京セラミタ株式会社に譲渡しました。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

中・小型液晶ディスプレイ事業の構造改革の具体的な取組みとして、平成22年4月1日をもって当社連結子会社のエプソンイメージングデバイス株式会社鳥取事業所に所在する前工程の生産設備等の一部をソニー株式会社およびソニーモバイルディスプレイ株式会社に譲渡しました。

また、当社連結子会社のSuzhou Epson Co., Ltd. が担っている後工程およびタッチパネル工程をソニーグループに移管することを目的として、エプソンが保有する同社の全持分をソニーグループに譲渡することについて合意しました。なお、この持分譲渡については、関連当局の承認が得られ次第、実行してまいります。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

エプソンを取り巻く経営環境を概観すると、エマージング市場が牽引する世界経済の流れや、持続可能な産業・経済活動への転換などといった大きな変化の動きがますます勢いを増しており、このような動きにより社会の変容が進むなか、エプソンが実現すべきお客様価値も今後、大きく変わっていくものと考えられます。

エプソンは、この変化を好機と捉え、新たな成長軸を確立していくために、原点に立ち返って本当の強みを究め、成長分野・重点分野に経営資源を集中し、事業構造の転換を進めてまいります。

具体的には、上記方針を踏まえ、平成27年（2015年）までにエプソンが目指す姿を定めた長期ビジョン「SE15」と、当該長期ビジョンの実現に向けた平成21年度を初年度とする3カ年計画である「SE15前期 中期経営計画」を平成21年3月に策定しました。

長期ビジョン「SE15」では、創業当時の強みであり、今後の持続的成長という流れにおいても強みとなり得る「省・小・精の技術」を究め、より強い事業分野へ経営資源を集約し、プラットフォーム化を進め、「強い事業の集合体」となり、世界中のあらゆるお客様に感動していただける商品・サービスを提供することを、今後のありたい姿としております。

そのうえで、「SE15前期 中期経営計画」では、厳しい競争環境が継続すると予想されるなか、グループの総力を挙げてこの状況に対処し、あらゆる手段を講じて利益体質への転換を図り、さらに長期ビジョン「SE15」の実現に向けての道筋を確かなものとしていくことを目指しております。

今後、エプソンは、以下のとおりエプソンの強みが活かせる分野や成長分野・重点分野に経営資源のシフトを進め、次代を担う新規事業の育成に取り組みます。同時に、「SE15前期 中期経営計画」の最終年度となる平成23年度においては、長期ビジョン「SE15」で示す成長に向けた流れをより確かなものとするべく、引き続き事業体質の強化および構造改革に取り組んでまいります。

エプソンは、グループとしての総合力を発揮し、これらの施策を着実かつ迅速に実施することにより、平成27年近傍において、売上高を持続的に成長させていく前提で、ROSおよびROEともに10%以上を実現することを目指します。

(今後成長が見込まれる事業と対応)

〈プリンター〉

エプソンの独自技術であるマイクロピエゾテクノロジーをコア技術としたインクジェットプリンターを中心に、コンシューマー向けからビジネス用途まで、顧客視点に基づいた感性や使い勝手を訴求した商品開発を行い、さらなる事業基盤の強化を図ります。また、エマージング市場向け商品の拡充や環境配慮型商品の投入により事業拡大を図るとともに、マイクロピエゾテクノロジーを応用し、商業・産業分野への事業展開を強化します。

〈プロジェクター〉

リーディングカンパニーとしてトップシェアを維持していくとともに、コアデバイスである高温ポリシリコンTFT液晶パネルを内製している強みを活かし、高光束プロジェクター分野の強化など、さらなる事業領域の拡大を目指します。

〈水晶・センサー〉

エプソンが培ってきた技術的な強みとものづくり基盤の再構築により、マイクロデバイスの高い付加価値を実現し、水晶デバイス市場のリーディングカンパニーとしての地位を一層強固なものとしめます。そのうえで、今後のデバイス事業の中核として位置付け、半導体をはじめとする多くのグループ内の技術との融合により、センシングデバイスやその応用商品の充実と強化を行います。

9. 財産および損益の状況

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (当連結会計年度)
売上高	百万円 1,347,841	百万円 1,122,497	百万円 985,363	百万円 973,663
経常利益	63,263	5,301	13,875	31,174
当期純利益(△損失)	19,093	△111,322	△19,791	10,239
1株当たり当期純利益(△損失)	97円24銭	△566円92銭	△99円34銭	51円25銭
総資産	百万円 1,139,165	百万円 917,342	百万円 870,090	百万円 798,229
純資産	471,446	318,631	282,864	270,808
1株当たり純資産額	2,277円45銭	1,541円16銭	1,407円92銭	1,347円71銭

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エプソン販売株式会社	百万円 4,000	% 100.0	情報関連機器の販売
エプソントヨコム株式会社	百万円 12,266	100.0	電子デバイスの製造 および販売
U. S. Epson, Inc.	千米ドル 111,941	100.0	米州地域統括会社
Epson America, Inc.	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売 精密機器の販売
Epson Europe B. V.	千ユーロ 95,000	100.0	欧州地域統括会社 情報関連機器の販売
Epson (China) Co., Ltd.	百万中国元 1,211	100.0	中国地域統括会社 情報関連機器の販売
Epson Singapore Pte. Ltd.	千シンガ ポールドル 200	100.0	東南アジア地域販売 統括会社 情報関連機器の販売 電子デバイスの販売
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	千米ドル 56,641	100.0 (100.0)	情報関連機器の製造 電子デバイスの製造
P. T. Indonesia Epson Industry	千米ドル 23,000	100.0	情報関連機器の製造
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	千シンガ ポールドル 71,700	100.0	情報関連機器の製造 電子デバイスの製造 精密機器の製造

注1. 出資比率の()内は、間接所有割合を内書しております。

注2. 前記「5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況」に記載のとおり、エプソンイメージングデバイス株式会社については、生産設備等の一部を譲渡し事業オペレーションを終結しており、また、Suzhou Epson Co., Ltd.については、同社の全持分を譲渡することが決定しておりますので、上記からは除いております。

11. 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

エプソンは、情報関連機器、電子デバイス、精密機器などの開発、製造、販売を主な事業としております。

エプソンの事業は、開発活動については先行研究開発や商品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、製造活動および販売活動については事業部制のマネジメントのもと、当社および当社と一体となった国内外の製造・販売関係会社によって事業展開を行っております。

区分	主要商品等
情報関連機器事業	インクジェットプリンター、ページプリンター、ドットマトリクスプリンター、大判インクジェットプリンターおよびそれらの消耗品、カラーイメージスキャナー、ミニプリンター、POSシステム関連製品、液晶プロジェクター、ラベルライター、PC 等
電子デバイス事業	水晶振動子、水晶発振器、水晶センサー、オプトデバイス、CMOS LSI、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、中・小型液晶ディスプレイ 等
精密機器事業	ウオッチ、ウオッチムーブメント、プラスチック眼鏡レンズ、水平多関節型ロボット、ICハンドラー、工業用インクジェット装置 等

12. 主要な営業所および工場（平成23年3月31日現在）

情報関連機器事業

<事業所>

広丘事業所（プリンター）
松本南事業所（プリンター）
島内事業所（映像機器）

<製造子会社>

東北エプソン株式会社
秋田エプソン株式会社
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.
Singapore Epson Industrial Pte.Ltd.
P.T.Indonesia Epson Industry
Epson Precision (Philippines), Inc.

<販売子会社>

エプソン販売株式会社
Epson America, Inc.
Epson Europe B.V.
Epson (China) Co., Ltd.
Epson Singapore Pte. Ltd.

精密機器事業

<事業所>

塩尻事業所（ウオッチ）
松島事業所（光学）
諏訪南事業所（FA機器）

<製造子会社>

Epson Precision (Hong Kong) Ltd.
Singapore Epson Industrial Pte.Ltd.
Philippines Epson Optical Inc.

<販売子会社>

Epson America, Inc.

電子デバイス事業

<事業所>

エプソントヨコム株式会社（水晶デバイス）
富士見事業所（半導体）
酒田事業所（半導体）
諏訪南事業所（ディスプレイ）
千歳事業所（ディスプレイ）
日野事業所（半導体・ディスプレイ）

<製造子会社>

エプソントヨコム株式会社
秋田エプソン株式会社
Epson Toyocom Malaysia Sdn. Bhd.
Singapore Epson Industrial Pte.Ltd.
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.

<販売子会社>

エプソントヨコム株式会社
Epson Singapore Pte. Ltd.

13. 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

区分	使用人数（名）	前期比（名）
情報関連機器事業	44,711	△1,152
電子デバイス事業	20,659	△1,779
精密機器事業	5,985	146
その他	245	△345
全社（共通）	2,951	△255
合計	74,551	△3,385

注1. 使用人数は、就業人員数であります。

注2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

14. 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほコーポレート銀行	77,092
株式会社三菱東京UFJ銀行	36,128
株式会社八十二銀行	29,000

注. 借入額には、各行の海外現地法人などからの借入を一部含んでおります。

15. 現況に関するその他の重要な事実

(1) 東日本大震災による影響について

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震により、同地域におけるエプソンの生産拠点の一部で設備損壊や在庫被害などが発生しました。当社では、人的・物的被害状況の確認に加えて、事業継続のための対応を進め、生産を順次再開してきました。ただし、当社連結子会社のエプソントヨコム株式会社福島事業所については、東京電力福島第一原子力発電所から16kmの距離に位置しており、事業所再開の目処は立っておりません。

今後については、部品調達の状況により一部商品の生産に影響が出る可能性があります。代替部品の調達や技術的な施策などにより、影響を最小限にとどめてまいります。

(2) ドイツ著作権料支払い請求について

ドイツの著作権料徴収団体Verwertungsgesellschaft Wort（以下「VG Wort」という。）によって、デジタル機器を輸入販売する各社に対し著作権料の支払いを求める一連の訴訟が提起されております。エプソンにおいては、当社連結子会社のEpson Deutschland GmbHが訴訟を提起されておりましたが、平成20年8月に連邦最高裁判所によってVG Wortの請求は棄却され、VG Wortはこれを不服として、憲法裁判所に上訴しておりました。これに対して、憲法裁判所は平成22年12月に連邦最高裁判所による判決を破棄し、審理を連邦最高裁判所に差し戻しました。

(3) 液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑に関する訴訟提起について

液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について、当社および関係する連結子会社は、米国を含む複数国の競争法関係当局より書類提出命令などの通知を受けておりますが、米国では平成21年8月に当社連結子会社のエプソンイメージングデバイス株式会社が司法省との間で罰金260万米ドルを支払うことなどに合意し、同年10月に刑事手続きを終了しております。

また、米国等において複数の取引先などから民事訴訟が提起されております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 607,458,368株
2. 発行済株式の総数 199,817,389株（自己株式23,924株を含む）
3. 株主数 37,544名
4. 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
青山企業株式会社	20,718,934	10.37
三光起業株式会社	14,288,500	7.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,537,400	5.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,165,600	4.58
セイコーホールディングス株式会社	7,948,800	3.97
服部 靖夫	7,159,006	3.58
セイコーエプソン従業員持株会	6,023,727	3.01
服部 勲	5,599,968	2.80
第一生命保険株式会社	4,368,000	2.18
株式会社みずほコーポレート銀行	4,278,100	2.14

注1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

注2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者から平成22年2月1日付で大量保有報告書の提出があり、平成22年1月25日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,610,000	0.81
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,043,700	4.03
三菱UFJ投信株式会社	377,200	0.19
合計	10,030,900	5.02

注3. 株式会社みずほコーポレート銀行およびその共同保有者から、平成23年3月7日付で変更報告書の提出があり、平成23年2月28日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	4,278,100	2.14
株式会社みずほ銀行	5,539,900	2.77
みずほ証券株式会社	3,646,153	1.82
みずほ信託銀行株式会社	1,906,200	0.95
合計	15,370,353	7.69

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
花岡清二	取締役会長	学校法人エスイー学園 理事長 財団法人エプソン国際奨学財団 理事長
服部靖夫	取締役副会長	青山企業株式会社 代表取締役 サン企画株式会社 代表取締役
碓井稔	代表取締役 取締役社長	
両角正幸	代表取締役 専務取締役	事業基盤強化本部長 兼 電子デバイス・ 精密機器事業セグメント担当
久保田健二	代表取締役 常務取締役	経営戦略本部長
矢島虎雄	常務取締役	マイクロデバイス事業本部長 エプソントヨコム株式会社代表取締役社長
平野精一	常務取締役	グローバル営業企画本部長 エプソン販売株式会社代表取締役社長
濱典幸	取締役	人事本部長 Epson Europe B.V. 会長
羽片忠明	取締役	情報機器事業セグメント担当
福島米春	取締役	技術開発本部長 兼 Iプロジェクト部長
内田健治	常勤監査役	
小口徹	常勤監査役	
山本恵朗	監査役	
石川達紘	監査役	
宮原賢次	監査役	

注1. 当社と学校法人エスイー学園および財団法人エプソン国際奨学財団との間には、寄付などの取引があります。

注2. 山本恵朗氏、石川達紘氏および宮原賢次氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

注3. 社外監査役の重要な兼職の状況は、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載しております。

注４．濱典幸氏および福島米春氏は、平成22年6月22日の定時株主総会において取締役役に選任され、就任しました。

注５．真道昌良氏は、平成22年6月22日の定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任しました。

注６．小口徹氏は、平成22年6月22日の定時株主総会において監査役に選任され、就任しました。

注７．当事業年度中の役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
矢島 虎雄	異動なし	電子デバイス事業セグメント担当 兼 マイクロデバイス事業本部長、エプソン・エプソン・エプソン株式会社代表取締役社長	異動なし	電子デバイス事業セグメント担当、エプソン・エプソン株式会社代表取締役社長	平成22年10月1日
両角 正幸	異動なし	事業基盤強化本部長 兼 電子デバイス・精密機器事業セグメント担当	異動なし	事業基盤強化本部長 兼 精密機器事業セグメント担当	平成23年2月1日
矢島 虎雄	異動なし	マイクロデバイス事業本部長、エプソン・エプソン株式会社代表取締役社長	異動なし	電子デバイス事業セグメント担当 兼 マイクロデバイス事業本部長、エプソン・エプソン株式会社代表取締役社長	平成23年2月1日

注８．当事業年度の末日後の役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
両角 正幸	代表取締役取締役副社長	異動なし	代表取締役専務取締役	異動なし	平成23年4月1日
久保田 健二	代表取締役専務取締役	異動なし	代表取締役常務取締役	異動なし	平成23年4月1日
平野 精一	異動なし	エプソン販売株式会社代表取締役社長	異動なし	グローバル営業企画本部長、エプソン販売株式会社代表取締役社長	平成23年4月1日
羽片 忠明	常務取締役	異動なし	取締役	異動なし	平成23年4月1日

注9. 平成23年3月31日現在の業務執行役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
小 松 宏 J o h n L a n g	業務執行役員常務	グローバル営業企画本部副本部長（営業基盤構築サポート担当） Epson America, Inc. 社長
上 柳 雅 誉	業務執行役員常務	知的財産本部長
酒 井 明 彦	業務執行役員	情報機器事業セグメント副担当 兼 機器事業企画・管理室長
伊 藤 一 紀	業務執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 副董事長（電子デバイス販売担当）
森 昭 雄	業務執行役員	技術開発本部副本部長（新技術探索担当）
小 池 清 文	業務執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長総経理
宮 川 隆 平	業務執行役員	マイクロデバイス事業本部副事業本部長（IC担当）兼 センシングシステムBU統括部長、東北エプソン株式会社代表取締役社長
遠 藤 鋼 一	業務執行役員	Epson Singapore Pte. Ltd. 会長、Singapore Epson Industrial Pte. Ltd. 会長
田 場 博 己	業務執行役員	Epson Europe B. V. 社長
久保田 孝 一	業務執行役員	映像機器事業部長 兼 Rプロジェクト部長
奥 村 資 紀	業務執行役員	情報画像事業本部長

(1) 酒井明彦氏、田場博己氏、久保田孝一氏および奥村資紀氏は、平成22年6月22日をもって業務執行役員に就任しました。

(2) 宮澤要氏は平成22年6月22日をもって業務執行役員を退任しました。

(3) 当事業年度中の業務執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
森 昭 雄	異動なし	技術開発本部副本部長（新技術探索担当）	異動なし	ウオッチ事業部長	平成22年10月1日
宮 川 隆 平	異動なし	マイクロデバイス事業本部副事業本部長（IC担当）兼 センシングシステムBU統括部長、東北エプソン株式会社代表取締役社長	異動なし	半導体事業部長、東北エプソン株式会社代表取締役社長	平成22年10月1日

(4) 当事業年度の末日後の業務執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
小 松 宏	異動なし	情報機器事業セグメント副担当 (グローバルSCM担当)	異動なし	グローバル営業企画本部副部長 (営業基盤構築サポート担当)	平成23年 4月1日
酒 井 明 彦	異動なし	東北エプソン株式会社代表取締役社長	異動なし	情報機器事業セグメント副担当 兼 機器事業企画・管理室長	平成23年 4月1日
宮 川 隆 平	異動なし	マイクロデバイス事業本部副事業本部長 (IC担当) 兼 センシングシステムBU統括部長 兼 イメージングIF BU統括部長	異動なし	マイクロデバイス事業本部副事業本部長 (IC担当) 兼 センシングシステムBU統括部長、東北エプソン株式会社代表取締役社長	平成23年 4月1日
久保田 孝 一	異動なし	映像機器事業部長	異動なし	映像機器事業部長 兼 Rプロジェクト部長	平成23年 4月1日

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	合計 (百万円)
取締役	12	408	—	408
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	115 (57)	— (—)	115 (57)
合計	18	523	—	523

注1. 上記には、平成22年6月22日の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。

注2. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与の支給はありません。

注3. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から株価連動型報酬(株式取得報酬)を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。

注4. 平成13年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の報酬月額は70百万円以内、監査役の報酬月額は12百万円以内とされております。

注5. 平成23年6月20日開催予定の定時株主総会においては、役員賞与と支給議案の上限は見送る方針であります。

注6. ストックオプションは付与してございません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役について

該当事項はありません。

(2) 監査役について

① 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

氏名	重要な兼職の状況
山 本 恵 朗	株式会社クレディセゾン 社外取締役 大成建設株式会社 社外取締役
石 川 達 紘	弁護士 特種東海製紙株式会社 社外取締役 林兼産業株式会社 社外取締役 東鉄工業株式会社 社外監査役
宮 原 賢 次	株式会社日立製作所 社外取締役 日本電気株式会社 社外取締役

注. 各社外監査役の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外監査役は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問、審議のプロセスの確認などに加え、自身の経験に照らして新たな視点を提供する趣旨の発言などであります。なお、各監査役の取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりです。

氏名	取締役会 (13回開催)	監査役会 (16回開催)
山 本 恵 朗	10回	15回
石 川 達 紘	10回	15回
宮 原 賢 次	9回	15回

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額（百万円）
①当社が公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき会計監査人の報酬等の額	142
②当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	282

注1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、国際会計基準に関するアドバイザー業務などの対価を支払っております。

注3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

VI 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めております。業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）の整備は、この企業行動原則に基づいて各主管部門が整備活動を推進する一方、全体的な整備状況を全取締役および常勤監査役が出席する信頼経営推進会議が把握することで、グループ全体の内部統制の整備レベルが着実に向上するよう努めております。

具体的な状況は次のとおりです。

1. 業務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号、第5号）

- (1) 職務権限規程および業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築しております。
- (2) 企業集団の業務の適正性確保の点では、関係会社管理規程において親会社の事前承認または報告を義務付けているとともに、一定基準を満たすものについては、親会社の取締役会付議事項とすることで、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制としております。また、子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負うこととし、横断的なテーマなどについて本社の各主管部門が支援を行う体制としております。
- (3) 業務執行に携わる者は、取締役会に対して、3カ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うものとしております。
 - ① 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
 - ② リスク管理の対応状況
 - ③ 重要な業務執行の状況

2. 職務の執行に関する情報の保存および管理（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行っており、取締役および監査役はこれらの文書などを常時閲覧しております。

- (2) 情報セキュリティ基本規程に基づきグループ会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することで、情報漏洩の防止に努めております。

3. 遵法経営（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、第5号）

- (1) 「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格である遵法経営の基本事項を定める遵法経営基本規程を制定し、組織体制などを定めております。
- (2) 遵法経営の総括責任者を社長とし、各事業部門の責任者が管理する子会社を含めて遵法経営を推進し、横断的なテーマについては本社各主管部門が各事業部門と協働して推進する体制としております。
- (3) 社内相談・通報窓口「遵法ヘルプライン」、その他の各種相談窓口を設置し、遵法経営に反する行為を発見したときに通報することとしております。
- (4) 社員向けWeb研修などの各種社内教育を子会社従業員を含めて実施するよう努めております。
- (5) 社長のもとに遵法経営に関する事項を審議する会議体として信頼経営推進会議を設置しております。信頼経営推進会議では、法令・社内規程・企業倫理の遵守状況、重点領域の取組み状況など、遵法経営全般の進捗管理を行っております。なお、同会議体には常勤監査役も出席しており、遵法活動の内容について監査役も確認できる体制となっております。
- (6) 社長は、定期的に取り締役に遵法経営に関する事項を報告するとともに、必要に応じて対策を講じます。
- (7) 「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定めております。

4. リスクマネジメント（会社法施行規則第100条第1項第2号、第5号）

- (1) リスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法などの基本事項を定めております。
- (2) リスク管理の総括責任者を社長とし、各事業部門の責任者が管理する子会社を含めてリスク管理を推進しております。
- (3) 社長のもとにリスク管理に関する事項を審議する会議体として信頼経営推進会議を設置しております。信頼経営推進会議では、全社重要リスクの抽出・特定およびその制御活動の状況の管理などを行っております。また、重要リ

スク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制としております。

- (4) 社長は、定期的に取り締役会にリスク管理に関する事項を報告するとともに、必要に応じて対策を講じます。

5. 監査体制（会社法施行規則第100条第3項）

- (1) 監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断したときは、取締役および使用人からヒアリングなどを実施することができます。
- (2) 監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席できることとしており、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、監査役に対し重要決裁書類を定期的に回付することとしております。
- (3) 監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置しており、当該使用人の人事異動・人事評価などは、監査役会の意見を尊重することとしております。
- (4) 監査役と内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行うことで、監査の実効性を高めるよう努めております。
- (5) 監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制となっております。

VII 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

1. 基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

（1）基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成27年（2015年）までにエプソンが目指す姿を定めた長期ビジョン「SE15」と、当該長期ビジョンの実現に向けた平成21年度を初年度とする3カ年計画である「SE15前期 中期経営計画」を平成21年3月に策定しました。

「SE15前期 中期経営計画」では、厳しい競争環境が継続すると予想されるなか、グループの総力を挙げてこの状況に対処し、あらゆる手段を講じて利益体質への転換を図り、さらに長期ビジョン「SE15」の実現に向けての道筋を確実なものとしていくことを目指しております。

今後、エプソンは、強みが活かせる分野や成長分野・重点分野に経営資源のシフトを進め、次代を担う新規事業の育成に取り組みます。同時に、事業環境の悪化などにより収益化が困難な事業については、拠点の統廃合や他社との戦略的な

協業などの施策に取り組んできておりますが、これらの総仕上げに向けて構造改革と事業基盤の再構築を進めてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月25日の定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）を導入しました。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討等のため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

なお、本プランの有効期間は、平成23年6月20日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）終結の時までであることから、平成23年4月28日の取締役会において、本定時株主総会における承認を条件として、本プランの内容を一部変更したうえで更新することを決定しました。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2. (1)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記1.に記載した基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること、有効期間が導入から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	543,530	流動負債	315,422
現金及び預金	125,807	支払手形及び買掛金	72,833
受取手形及び売掛金	140,564	短期借入金	31,129
有価証券	76,009	1年内償還予定の社債	30,000
商品及び製品	90,900	1年内返済予定の長期借入金	42,093
仕掛品	37,133	未払金	51,112
原材料及び貯蔵品	23,876	未払法人税等	6,472
繰延税金資産	12,419	繰延税金負債	116
その他	38,821	賞与引当金	16,681
貸倒引当金	△2,003	製品保証引当金	8,199
固定資産	254,699	その他	56,782
(有形固定資産)	(213,623)	固定負債	211,999
建物及び構築物	399,318	社債	60,000
機械装置及び運搬具	439,113	長期借入金	107,500
工具、器具及び備品	156,671	繰延税金負債	8,921
土地	54,744	退職給付引当金	26,289
建設仮勘定	4,792	訴訟損失引当金	2,102
その他	114	製品保証引当金	420
減価償却累計額	△841,132	リサイクル費用引当金	478
(無形固定資産)	(14,616)	その他	6,287
のれん	2,632	負債合計	527,421
その他	11,984	【純資産の部】	
(投資その他の資産)	(26,458)	株主資本	331,088
投資有価証券	13,319	資本金	53,204
長期貸付金	47	資本剰余金	84,321
繰延税金資産	4,236	利益剰余金	193,602
その他	8,929	自己株式	△38
貸倒引当金	△73	その他の包括利益累計額	△61,826
資産合計	798,229	その他有価証券評価差額金	2,558
		繰延ヘッジ損益	△572
		為替換算調整勘定	△63,812
		少数株主持分	1,545
		純資産合計	270,808
		負債純資産合計	798,229

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から）
（平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		973,663
売 上 原 価		710,700
売 上 総 利 益		262,963
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		230,253
営 業 利 益		32,709
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	938	
受 取 賃 貸 料	1,562	
負 の の れ ん 償 却 額	708	
そ の 他	3,741	6,951
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,225	
為 替 差 損	1,239	
不 動 産 賃 貸 費 用	944	
そ の 他	2,076	8,485
経 常 利 益		31,174
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,274	
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 額	873	
事 業 譲 渡 益	513	
そ の 他	490	4,152
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	4,755	
事 業 構 造 改 善 費 用	9,909	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,013	
そ の 他	3,267	19,945
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		15,381
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,121	
法 人 税 等 調 整 額	△4,149	4,971
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		10,409
少 数 株 主 利 益		170
当 期 純 利 益		10,239

注．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から）
（平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	53,204	84,321	187,358	△35	324,847
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△3,995	—	△3,995
当期純利益	—	—	10,239	—	10,239
自己株式の取得	—	—	—	△2	△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,243	△2	6,241
平成23年3月31日残高	53,204	84,321	193,602	△38	331,088

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計		
平成22年3月31日残高	4,023	130	△47,705	△43,552	1,568	282,864
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△3,995
当期純利益	—	—	—	—	—	10,239
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,464	△702	△16,106	△18,274	△22	△18,297
連結会計年度中の変動額合計	△1,464	△702	△16,106	△18,274	△22	△12,056
平成23年3月31日残高	2,558	△572	△63,812	△61,826	1,545	270,808

注。記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	297,902	流動負債	217,308
現金及び預金	14,956	支払手形	266
受取手形	3,653	買掛金	70,555
売掛金	114,583	短期借入金	16,000
有価証券	75,999	1年内償還予定の社債	30,000
商品及び製品	5,250	1年内返済予定の長期借入金	42,000
仕掛品	12,791	リース債務	320
原材料及び貯蔵品	12,130	未払金	33,444
繰延税金資産	12,028	未払費用	6,195
短期貸付金	31,713	未払法人税等	1,018
未収入金	26,061	賞与引当金	4,387
その他の他	3,997	賞与引当金	9,690
貸倒引当金	△15,265	製品保証引当金	1,468
固定資産	310,100	その他の他	1,960
(有形固定資産)	(143,502)	固定負債	182,186
建物	69,931	社債	60,000
構築物	3,431	長期借入金	107,500
機械及び装置	17,117	リース債務	828
車両運搬具	17	退職給付引当金	9,772
工具、器具及び備品	5,548	製品保証引当金	420
土地	47,116	債務保証損失引当金	678
建設仮勘定	218	資産除去債務	732
その他	122	その他の他	2,254
(無形固定資産)	(8,503)	負債合計	399,494
ソフトウェア	4,381	【純資産の部】	
その他	4,121	株主資本	206,664
(投資その他の資産)	(158,094)	資本金	53,204
投資有価証券	10,026	資本剰余金	84,321
関係会社株式	137,995	資本準備金	84,321
長期前払費用	388	利益剰余金	69,177
繰延税金資産	6,195	利益準備金	3,132
その他の他	3,492	その他利益剰余金	66,044
貸倒引当金	△3	特別償却準備金	206
資産合計	608,002	繰越利益剰余金	65,838
		自己株式	△38
		評価・換算差額等	1,843
		その他有価証券評価差額金	2,441
		繰延ヘッジ損益	△597
		純資産合計	208,508
		負債純資産合計	608,002

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		637,056
売 上 原 価		560,683
売 上 総 利 益		76,372
販売費及び一般管理費		59,366
営 業 利 益		17,006
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	27,183	
そ の 他	4,089	31,272
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,022	
為 替 差 損	159	
そ の 他	2,012	6,194
経 常 利 益		42,084
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27	
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 額	213	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	27	
受 取 保 険 金	118	
受 取 補 償 金	90	
そ の 他	35	512
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	21	
固 定 資 産 除 却 損	427	
減 損 損 失	602	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10,833	
そ の 他	3,194	15,079
税 引 前 当 期 純 利 益		27,517
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,280	
法 人 税 等 調 整 額	△7,841	△3,560
当 期 純 利 益		31,078

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計 合		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別償却準備金	繰越利益剰余金				
平成22年3月31日残高	53,204	84,321	3,132	496	38,466	42,095	△35	179,584	
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△289	289	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	△3,995	△3,995	—	△3,995	
当期純利益	—	—	—	—	31,078	31,078	—	31,078	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△2	△2	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△289	27,372	27,082	△2	27,079	
平成23年3月31日残高	53,204	84,321	3,132	206	65,838	69,177	△38	206,664	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成22年3月31日残高	3,874	107	3,981	183,566
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△3,995
当期純利益	—	—	—	31,078
自己株式の取得	—	—	—	△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,432	△705	△2,137	△2,137
事業年度中の変動額合計	△1,432	△705	△2,137	24,942
平成23年3月31日残高	2,441	△597	1,843	208,508

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 4月28日

セイコーエプソン株式会社

取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 元 清 二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 泰 介 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年4月28日

セイコーエプソン株式会社

取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 隆 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 元 清 二 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 泰 介 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借

対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月6日

セイコーエプソン株式会社 監査役会
常勤監査役 内 田 健 治 ㊟
常勤監査役 小 口 徹 ㊟
社外監査役 山 本 惠 朗 ㊟
社外監査役 石 川 達 紘 ㊟
社外監査役 宮 原 賢 次 ㊟

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月17日（金曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使】

下記事項をご確認のうえ、平成23年6月17日（金曜日）午後6時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

※「iモード」は(株)エス・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等）は、株主様のご負担となります。

5. システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

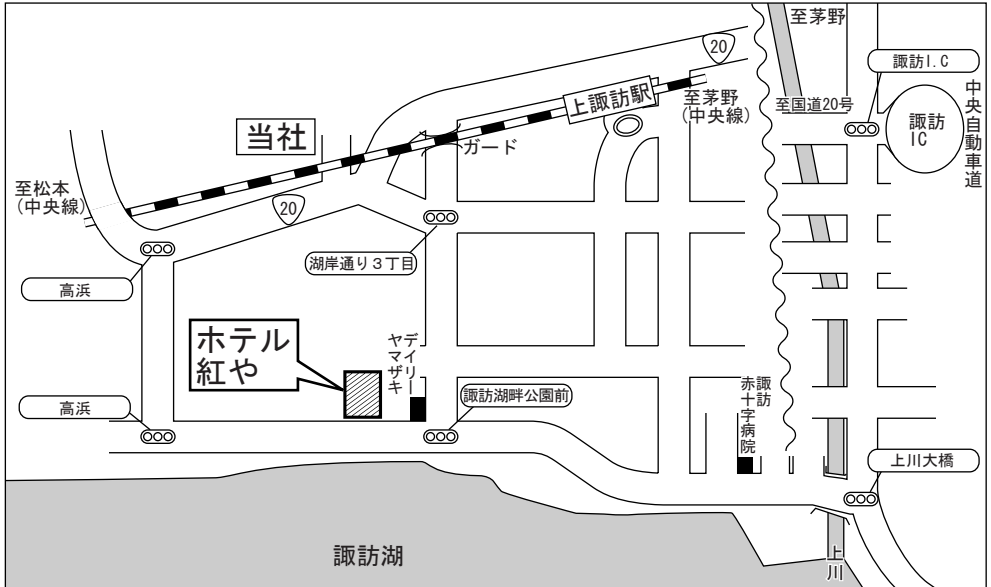
メ 七

株主総会会場ご案内図

長野県諏訪市湖岸通り二丁目7番21号

ホテル紅や 2階 ルビーホール 電話 (0266) 57-1111

会場が前回と異なりますので、お間違いのないようご来場ください。



お車 中央自動車道 諏訪インターチェンジより約15分
会場駐車場は、台数に限りがございますので、できるだけJRをご利用のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

JR 中央線 上諏訪駅下車
西口より発車するシャトルバスをご利用ください。
〈バス発車時刻〉 11:40/12:00/12:20/12:40